

田原市パートナーシップ制度 ガイドブック



令和5年4月

目次

- 1 田原市パートナーシップ制度とは (P1)
- 2 宣誓をすることができる方 (P1)
- 3 宣誓手続の流れ (P3)
- 4 宣誓時に必要なもの (P4)
- 5 受領証等の再交付・返還 (P5)
- 6 パートナーシップの無効 (P5)
- 7 Q&A (P6)

1 田原市パートナーシップ制度とは

「田原市パートナーシップ制度」とは、一方又は双方が性的少数者である2人が、人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認める制度です。制度の導入により、性の多様性に対する理解を広げ、性的少数者の方が抱える不安や困難を少しでも解消し、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指します。

2 パートナーシップの宣誓をすることができる方

次のいずれにも該当していることが必要です。

(1)成年に達していること

満18歳以上の方

(2)田原市民であること、または転入を予定していること

お二人ともが市内に住所を有していること、または3か月以内に市内への転入を予定していること

(3)配偶者がいないこと(結婚していないこと)

配偶者(事実婚の関係にある者を含む。)がいる方は、宣誓をすることができません。

(4)宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

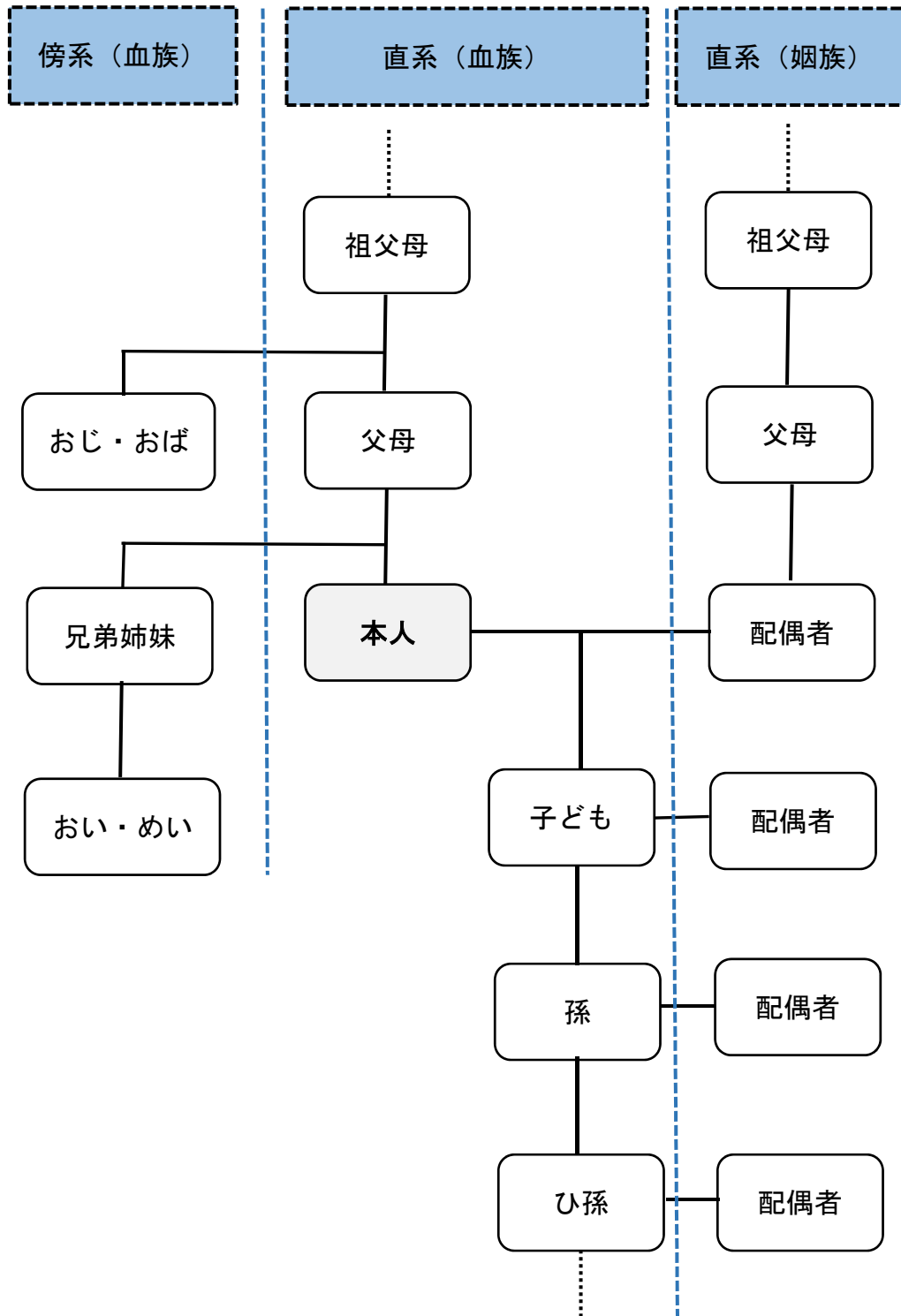
共に宣誓をしようとするパートナーの他にパートナーシップ関係のある方は、宣誓をすることができません。

(5)宣誓者同士が近親者でないこと

民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)にある方は、宣誓をすることができません(次ページ図を参照)。

ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。(近親者間での養子縁組は対象となりません)

パートナーシップの宣誓をすることができない者(近親者)



3 宣誓手続の流れ

(1) 電話またはメールで事前予約

○事前に電話またはメールで以下のことを連絡してください。

- ・2人の氏名、生年月日、住所、電話番号
※通称名で宣誓される場合はその通称名、外国籍の方は国籍も伝えてください。
- ・宣誓希望日時・場所(ご希望に応じて、個室を用意します。)

○ご連絡の際に、必要書類の確認なども行います。

【連絡先】田原市役所企画課
【電話】0531-23-3507 【メール】kyoudou@city.tahara.aichi.jp
【宣誓ができる日時】月曜日～金曜日 9:00～16:00(祝日、年末年始を除く。)

(2) パートナーシップの宣誓

- 予約した日時に必要書類(4ページ)を持って、必ずお2人そろってお越しください。
- 市職員の立会いのもと「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。
- ※書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- 提出書類を確認の上、「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を行います。
- ご希望に応じて「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。
- 宣誓から交付まで1週間程度、期間をいただきます。
- 交付準備ができ次第、ご連絡します。本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りにお越しください。(宣誓者いずれか1人でもかまいません。)郵送をご希望される場合は簡易書留で送付しますので、切手を用意していただきます。

4 宣誓時に必要なもの

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行されたものを1人1通ずつお持ちください。(ただし、宣誓する2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。)
- 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
- マイナンバー(個人番号)の表示がないものをご提出ください。
- 3か月以内に田原市に転入予定の場合は、転入することが分かる書類をお持ちください。(例:転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書)

(2) 配偶者がいないことを証明する書類

- 3か月以内に発行された戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書等を1人1通ずつご提出ください。
 - 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
 - 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
- ※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの(日本語訳添付)

(3) 本人確認ができるもの(いずれも有効期限内のものに限る)

1つの提示(顔写真付き)	2つの提示(顔写真無し)
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・パスポート(旅券)・在留カード・国、地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き)	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証・年金手帳、年金証書・その他、国、地方公共団体が発行したもの

(4) 通称名の使用を希望する場合

- 通称を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)をご持参ください。
- 受領証・受領証カードの表面に通称名を、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

5 受領証等の再交付・返還

再交付・返還の場合も事前に電話またはメールで予約してください。日時の調整と必要書類の確認を行います。

(1)受領証等の再交付

- 受領証等の紛失や毀損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第4号)に基づき、受領証等を再交付します。
- 毀損、汚損による再交付→「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」に、既に交付している受領証等を添付して提出。
- 氏名等の変更による再交付→「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」に、既に交付している受領証等及び変更内容の分かる書類を添付して提出。

(2)受領証等の返還

- 次の場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」(様式第5号)に受領証等を添付して提出してください。
 - ① パートナーシップが解消されたとき
 - ② パートナーが死亡されたとき
 - ③ 一方または双方が田原市内に住所を有しなくなったとき
 - ④ その他、1ページ「2 パートナーシップの宣誓をすることができる方」に該当しなくなったとき

6 パートナーシップの無効

- 次の場合は、パートナーシップの宣誓が無効となりますので、交付した受領証等を返還していただきます。
 - ① 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき
 - ② 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき
- 市役所へ来ていただく日時の調整と必要書類(住民票の写し、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、死亡診断書等)の確認等の連絡をします。

7 田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び新城市間で引越したときの継続使用について

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び新城市(以下「東三河5市」といいます。)は、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携についての協定を締結しています。本協定により、パートナーシップ制度の宣誓をされている方々が東三河5市間で転出・転入する場合は、簡易な手続きでパートナーシップ宣誓制度の継続使用ができます。

※転出元及び転入先の豊橋市、豊川市、蒲郡市又は新城市において宣誓制度の対象となる場合に限ります。

(1) 田原市から豊橋市、豊川市、蒲郡市又は新城市へ転出するとき

転出先の市へのパートナーシップ宣誓の継続手続きにより、田原市への「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」の提出、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の返還手続きが不要となります。(田原市が発行したパートナーシップ宣誓書受領証等は転出先の市へ提出して下さい。)

(2) 豊橋市、豊川市、蒲郡市又は新城市から田原市へ転入するとき

田原市に「パートナーシップ宣誓書」と転出元の市が発行したパートナーシップ宣誓書受領証等を提出していただくことで、当初の宣誓日を引き継いだパートナーシップ宣誓書受領証等を交付します。(転出元の市が発行したパートナーシップ宣誓書受領証等は田原市から転出元の市に返還いたします。)

※4ページの「(1)住民票の写し又は住民票記載事項証明書」及び「(3)本人確認ができるもの」の提出が必要となります。

8 Q&A

Q1 パートナーシップ制度と婚姻はどのように違いますか？

A 婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。

一方、田原市パートナーシップ制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うものです。法的効力は発生しませんが、一方又は双方が性的少数者である2人の関係を社会的に認めてほしいという気持ちを尊重し、導入するものです。

Q2 3か月以内に市内への転入を予定している場合で、まだ賃貸借契約等をしていない場合は、どのように証明すれば良いでしょうか？

A 宣誓の日から3か月以内に住民票の写し、賃貸借契約書等を提出してください。提出がない場合は、発行した受領証等を返還していただきます。

Q3 同居している必要はありますか？

A 様々な要因で同居できない場合があると思いますので、同居は求めています。

Q4 戸籍上同性ではない事実婚の方もパートナーシップの宣誓ができますか？

A 田原市パートナーシップ制度では対象にしていません。戸籍上同性ではない事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的少数者の方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況が違っていると認識しています。

Q5 養子縁組をしている場合も宣誓できるとなっていますが、なぜですか？

A 性的少数者の方の中には、同性では婚姻ができないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ宣誓ができることとしました。

Q6 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか？

A 日本国内では、婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Q7 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証明カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q8 宣誓は2人で行かないとだめですか？

A 本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Q9 郵送やメールでのパートナーシップ宣誓はできますか？

A 郵送やメールでの宣誓は行っておりません。本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Q10 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の2人がそろってお越しください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、2人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Q11 受領証等はどこかで利用できますか？

A 市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に提示してください。また、民間のサービスにおいて受領証の提示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。(例:携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

Q12 交付された受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか？

A 使用できません。2人がパートナー関係であると宣誓した事実を証するものです。

Q13 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q14 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか？

A 市外に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等も返還していただくこととなりますが、事前にご連絡ください。

豊橋市、豊川市、蒲郡市及び新城市へ転出し、パートナーシップ制度の継続使用の手続きを行う場合は本市に返還の必要はありません。

田原市内での転居(1人又は2人とも)の場合は、新住所の住民票の写し等を提出していただく必要があります。

Q15 パートナーシップを解消した場合、またパートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要はありますか？

A パートナーシップ宣誓書受領証等返還届及び亡くなったことがわかる書類をご提出いただくとともに、受領証等も返還してください。また、パートナーシップ解消による返還の場合は、双方の意思を確認させていただきます。